

第九十一回 参議院文教委員会會議録第六号

昭和五十五年四月八日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

三月二十八日
辞任
金井 元彦君
柳澤 鍊造君
補欠選任
土屋 義彦君
田淵 哲也君

四月八日
辞任
土屋 義彦君
小巻 敏雄君
補欠選任
降矢 敬雄君
佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
大島 友治君

委員

高橋 蒼富君
前田 勲男君
勝又 武一君
内藤三郎君
藤井 丙午君
降矢 敬雄君
望月 邦夫君
柏原 ヤス君
佐藤 昭夫君

国務大臣

文部大臣
谷垣 專一君

政府委員

文部大臣官房長
宮地 貫一君
文部省社会教育
局長
望月哲太郎君

事務局側

常任委員会専門
員
瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(粕谷照美君外二名発議)

○オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十四回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送付)

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、小巻敏雄君及び土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君及び降矢敬雄君が選任されました。

○委員長(大島友治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 次に、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者勝又武一君から趣旨説明を聴取いたします。勝又武一君。

○勝又武一君 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

本法は、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における養母の教育的役割りの重要性にかんがみ、その専門性を確立し、もって障害児教育の一層の充実を図ろうとするものであります。

昭和五十四年度において、全国の盲・聾・養護学校八百三十七校中、約二百九十校に寄宿舎が設置され、約一万五千名の子供たちがそこで生活しております。そして、四千五百五十八名の養母がこれらの子供たちの生活指導と世話に当たっているものであります。

障害児教育においては、教科等に関する指導のほか、基礎的な生活習慣と社会的自立の基礎を育成するための生活指導がきわめて重要であります。また、これが教科指導を支える基盤でもあります。この生活指導が成果を上げるためには、在校時における教職員の指導だけでは不十分であり、寄宿舎または家庭において、教職員と十分な連携と協力のもとに一貫した教育が行われる必要があります。特に、寄宿舎においては、子供たちの生活全面にわたる指導に従事している養母が、子供の特徵はもちろんで、その背景となる家庭環境等についても把握するとともに、教職員から子供の成長発達過程や、具体的な指導の方針について密接な連絡を受けて、子供の指導に当たることが必要であります。また、養母が寄宿舎における教育、世話の中で感じた問題、意見が積極的に教職員に提供され、学校教育に生かされることが重要であります。このように、教職員と養母が協力して子供の指導に当たって、初めて子供の全面的な成長発達が期待されるのであります。なお、このような経験、知識が教職員や養母から障害児の父母に提供され、家庭における指導に役立てること

ともまたきわめて重要であります。

したがって、養母は、単に子供の生活の世話に従事するのではなく、子供の成長発達に直接かかわるきわめて重要な教育専門職と位置づけられるべきものであります。当然にまた、養母がこのような職務を十分に果たすためには、障害児教育及び教職に関する専門的知識と識見を持つていることが必要であります。

養護学校の義務化が実現した今日、寄宿舎とそこで果たす養母の役割りとはますますその重要性を増してきております。

しかしながら、現状は障害児教育における寄宿舎の重要性が十分に認識されるに至っておりません。現行の学校教育法においても、養母の職務について「寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事すること」とされておられ、寄宿舎における養母の教育的役割りを十分に反映した定めとはなっておりません。また、養母の名称も必ずしも適切でないばかりでなく、近年における男性の養母がふえつつある現状から見ても、実態に合わないとなっております。さらに、その重要な教育上の役割りにもかかわらず、養母については教育職員免許法に基づく免許制度がなく、その教育的職務にふさわしい専門性が確立されるに至っておりません。

このような現状を改善するためには、養母の職務と名称を教育専門職にふさわしいものに改めるとともに、その資質の保持と向上を図るために、教育職員免許法による免許制度を新たに設けることが必要であると考えらるものであります。

以上が本法を提案した理由であります。

次に、本法の内容について申し上げます。

第一に、寄宿舎を設ける盲・聾・養護学校に置く養母の名称を寄宿舎教諭に改めるとともに、その職務について寄宿舎における児童、生徒または

幼児の教育及びこれに必要な世話を行うこととしておられます。

また、寄宿舎教諭の職務を助ける寄宿舎助教諭を置くことができることとしておられます。

第二に、寄宿舎教諭免許状及び寄宿舎助教諭免許状を設けることとしておられます。

寄宿舎教諭免許状は大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で、特殊教育及び教諭に関する所定の専門的知識を修得した者に授与することとしておられます。

また、教育職員検定によって寄宿舎教諭免許状を授与する場合についても、所要の規定を設けておられます。

第三に、本法施行の際に現に寮母である者は、寄宿舎助教諭となり、十五年の間、引き続きその職務を行うことができることとともに、当分の間、この寄宿舎助教諭をもって寄宿舎教諭にかえることができることとしておられます。

また、このようにして寄宿舎助教諭となつた者に対して、教育職員検定により寄宿舎教諭免許状を授与する場合における特別措置について定めておられます。

その他関係法律に所要の規定の整備を行つておられます。

以上が、本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

委員の皆さんの御協力をお願いいたしまして、一日も早く御審議、御可決いただきますようお願いを申し上げまして、提案の理由並びに説明をいたします。

○委員長(大島友治君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(大島友治君) オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷

垣文部大臣。

○国務大臣(谷垣專一君) オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案の提案理由。

このたび、政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

オリンピック記念青少年総合センターは、昭和三十九年に開催されたオリンピック東京大会を記念し、この大会の選手村の施設を青少年のための宿泊研修施設として管理運営するために、オリンピック記念青少年総合センター法により、昭和四十年に特殊法人として設立され、自來、その施設を青少年の研修活動のために提供するほか、一般の利用にも供してまいりました。

しかるに、近年の社会構造の急激な変化に伴い、青少年の学習要求は多様化、高度化し、これに対応してオリンピック記念青少年総合センターにおける青少年のための研修機能を一層充実強化することが必要とされるようになりました。

また、わが国の青少年教育の一層の振興を図るため、全国的な観点から、青少年教育指導者に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体の連携の促進、青少年教育に関する調査研究等を行う中核的な機関の設置が強く要請されております。

このような状況を勘案し、かつ特殊法人の整理合理化の要請にこたえるため、オリンピック記念青少年総合センターを解散し、新たに文部省の付属機関として国立オリンピック記念青少年総合センターを設置することとし、この法律案を提出いたします。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特殊法人オリンピック記念青少年総合センターは、この法律の施行のときにおいて解散するものとし、その資産及び債務は、そのときに

第二に、新たに設置する国立オリンピック記念

青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じて、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とするものとしておられます。

第三に、オリンピック記念青少年総合センターの解散に伴う所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとしておられます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

○委員長(大島友治君) これより質疑に入りま

○前田勲男君 それではただいま趣旨説明のごさ

いたしましたオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案について、若干の質疑を行いたいと思ひます。

この法律案は、すでに五十三年の八十四国会以来、衆参両院で幾たびか質疑が行われてまいりました。いろいろな角度から審議され尽くした感じもなないわけではございませんけれども、本日改めて若干の質問をいたします。

この質問の前に、今回この国立センターの設置の機会に、わが国の青少年教育の前進を図るべきであるという観点から質問を始めてまいります。

まず、日本の将来を担う青少年が心身ともに健やかに、苦難にもたじろがない力強さを持つて成長することは、わが国にとりまして最も大事なことでございます。そんな中に青少年に関する各種の調査が先般来行われてまいりました。総理府青少年対策本部が五十三年の八月、五十五年の三月に行った調査等によりまして、いろいろ国際比較から見ましても、わが国の青少年、個人的な生活には非常に強い関心を持っておりませんが、他人

のことや公共のことには無関心であります。また、体格、体位は向上しておりますが、非常に心身がひ弱で、困難に立ち向かい、自己に打ちかつ意欲に乏しい、こんな指摘がされておるわけでございます。私はそういうふうな解釈しておるんでございますが、文部省といたしまして、この調査でどんな問題意識を持っておられ、そしてまた、文部行政にどんな変化が生じたのか、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のように、各種の調査によりまして、これはもちろんそれぞれの国の社会的な習慣なり、あるいは伝統なり、いろいろな要素も関連するわけでございますが、一応言われておりますことは、先ほど先生もおっしゃったように、他の国に比較して公共心に乏しく個人生活への指向が強い。あるいは、社会に対する満足度が低い。あるいは、働くことに生きがいを感じていない。あるいは比較的に少ない。あるいは、自由な時間の過ごし方を外国の青少年と比較すると、一人で過ごす傾向が強く、屋外の活動が少ないこと等が言われております。

私もそういったしましては、これらの要素の中にはやはり最近におきます急激な社会構造の変化によりまして、都市化が進んできている。あるいは核家族化、少子化というような家庭の中での変化、さらには非常な経済の成長による——この経済の成長自体を否定するわけではございませんけれども、やや物質的な点に気持ちが行き過ぎていくのではないかと等々、いろいろな理由があるかと思うわけでございます。

そこで、私もそういったしましては、まず一つはできるだけ若い人たちにやはり集団的な生活になじんでもらう、そしてそのことによりてやはり自分のことだけでなく、広く全体のことを考える。あるいはできるだけ公共の方の目を向けるようにするというようなこと等の、やはり方向づけをすることが必要ではなからうかということを感じております。さらに社会のいろいろな活動

に青少年が積極的に参加をするような方向づけをする。そしてまた社会も青少年のその社会参加の活動に対して、積極的な評価を加えていくようにすることが必要ではないかということが広く言われております。もちろん青少年また成長の過程において十分ではございませんけれども、それなりに一つの意欲を持つて社会の問題に取り組んでいく、その機会をできるだけ社会全体でつくり上げ、またその結果についていろいろ不十分な点もあろうと思ひますが、そういう点について積極的な評価をしながら、適切な指導を加えていくような配慮が必要ではないかということが強く言われております。と同時に、やはり都市化の中で遊び場も十分与えられない、なかなか身体的活動も十分できない、そういう青少年のためにできるだけ遊び場を確保する。あるいは、できるだけ自然の中で活発に活動するような機会をできるだけ確保するように、学校教育、社会教育両方の面からいろいろ適切な配慮を加えていくことが、私も必要ではないかというふうなことを考えております。

なかなか青少年の問題、広範で複雑でございますが、私も当面幾つかの施策を考えていく一つの基礎といたしまして、いま申し上げたようなことを考えておる次第でございます。

○前田勲男君　まあこういうような青少年の現状でございます。御答弁にありました、青少年が心身ともに健全な成長発達を遂げていくために、青少年に自然に親しませ、そして自然の中で諸活動をを通じて鍛錬していく、また仲間との集団活動を体験することによって、思いやりの心、公共への奉仕の精神を養うことなどが重要であるというふうに私も考えております。

最近、私も若い世代の仲間の一人という自覚を持っておりましても、文化、体育、スポーツなどの活動に対する関心といえますか、これは最近大変高まってまいっております。このような幅広い活動を通して青少年に社会性、自立性を身につけさせ、公共心や奉仕の精神を養わせる、青少年が心身ともに健全な発達を遂げるようにすべきであると、かように考えておるわけでござい

ます。

また近年、わが国の国際的な地位が非常に高まっております。地位とともに責任も高まっております。政治、経済、文化等あらゆる分野におきまして国際的なつながりが深くなっており、特に世界各国の人々との交流、文化に接する機会がふえてまいりました。こうしたことがわが国の伝統的な生活様式や、物の考え方に大きな影響を与え、価値観や社会規範が多様化しておる現状であります。このように国際化の進む中で、日本の将来を背負って立つ青少年が、国際性を身につけることが緊急な重要な課題であると考えております。そのために学校教育、家庭教育、社会教育それぞれ充実させ発展させる必要があるというふうに考えます。特に青少年の社会教育の一層の振興、国際性を身につけるということも図らなければいけない点であらうと、こういう点から文部省に青少年教育に関する施策について伺つてまいりたいと思ひます。

まず、青少年が自然から今日隔絶されて、また仲間との集団活動の機会が非常に少なくなつていられる。これに対処するためいろいろ施策を考えておられますが、青少年の活動する場所の整備が必要であると、まずこう考えます。青少年教育の施設の現状、そしてこれに対する文部省の施策をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(望月哲太郎君)　お答え申し上げます。

青少年教育施設につきましては、一つは青少年を自然との接触、あるいは集団活動を促進するという観点での施設と、それから一つは日常生活圏におきますところのいろいろ交流の場としての施設と、二つの面から社会教育の施設というものを整備をしていく必要があるかと思ひわけでございますが、当面私どもが先ほども申し上げましたように、青少年の集団活動、あるいは都市化の中での自然の中に青少年をできるだけ活動するよう

な場を与える、そういう観点からまず集団活動の場を提供する、あるいは自然の中に青少年が活発に活動する場を提供するという点の施設の整備に、特に重点を注いで今日までやってまいりました。青少年が自然との触れ合いを持ちながら、仲間との集団活動を行う場といたしまして、一つは宿泊型の青年の家というのがございます。それから少年の場合には、少年自然の家というのがございます。青年の家は勤労青年及び高校生、大学生等の在学青年に対する団体宿泊訓練を通じて、規律、共同、友愛、奉仕の精神の涵養等を目的とする施設でございます。それから少年自然の家は、小・中学校の児童、生徒及び少年団体に加入している少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、その健全な育成を図るための施設でございます。これらの施設は、先生先ほども御指摘のように、最近の急激な都市化、あるいは核家族化、少子化等による青少年を取り巻く環境の変化に伴ひまして、青少年の自然との接触、屋外での身体活動、仲間集団における交流等を積極的に促進する拠点として、各方面から非常にその整備が強く望まれ、またそれを受けまして、最近非常に勢いでも増加をし、内容もよくなつてきていというものが現状でございます。ちなみに申し上げますと、昭和四十一年度当時――オリンピックセン

ターが特殊法人として設立した当時でございますが、これらの施設の総数は、青年の家が九十五カ所、そのうち国立が三カ所、残りは公立でございます。少年自然の家はまだ当時はございせんでした。それが五十三年度には、青年の家が二百八十三、国立がそのうち十三、それから少年自然の家が百四十カ所、そのうち国立が四カ所でございますが、四百二十三カ所というふうな数に現在なつておるわけでございまして、非常に勢いでこれが伸びてきておるわけでございます。なお国立につきましましては、五十四年度さらに奈良県の曽爾村に第五番目の少年自然の家の事業開始をするに至りつつあるところでございます。

以上のように大変な勢いで伸びてきておるわけでございまして、文部省といたしましても、国立青年の家に對しましては、昭和三十三年度から、少年自然の家は、昭和四十五年度から国庫補助を行つてきておるような状態でございまして、以上のように、大変急速な勢いで現在集団活動のための場、あるいは自然の中で活発に活動するような場を、青少年のために確保する施策というものが社会教育の面でも積極的に取り上げられているような段階でございますが、文部省といたしましても、国立少年自然の家ににつきましては、全体で十四カ所を全国各ブロックに整備をすべく、現在計画を進めておるような状況でございます。

なお、先ほど申し上げました青年の家の数は、宿泊型の青年の家でございます。他に先ほど申し上げました青少年の交流の場としての都市型の青年の家も、各地に国庫補助によって整備をされつつある状況でございますが、日常生活圏における青少年の交流の場としての施設の整備につきましては、今後その運営のあり方等も含めながら、なお新しい方向に、新しい社会の動きに合うような、また青少年のいろいろな関心に合うような角度から、どのように整備をしていくかにつきまして、十分検討していく必要があるというふうに感じておる次第でございます。

○前田勲男君　それでは二番目の点で、国際化が進む中で、青少年に国際性を持たせること、身につけさせることが重要であります。文部省として青少年の国際交流についてどのような施策を講じているか、また国立のセンターは青少年の国際交流の拠点として、これから積極的な役割りを果たすべきであると考えますが、いかがでございますか。

○政府委員(望月哲太郎君)　御承知のように、交通機関の発達、あるいは情報化、その他のいろいろな要素によりまして、国際化が進んでまいっております。その中で、次代を担う青少年の国際理解を深め、国際性を養うことがきわめて重要な課題であることは、先生御指摘のとおりでござい

して、政府といたしましては、青少年の国際交流を促進するために、いろいろと施策を講じておるところでございます。青少年の国際交流の中でも、一つは青少年が自分たちの目で外国の現状を見て、その国民に接することによって、外国を正しく理解するとともに、その理解に立って、自国の姿を正しく認識するということが非常に大きな要素でございます。私もそういう観点から、青少年の国際交流というものをこれからますます重視してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

そこで政府といたしましては、政府の施策としては総理府が中心となりまして、文部省を初め関係省庁との密接な連携のもとに、青少年の国際交流のための国家的な大きなプロジェクトといたしましては、青年の船あるいは東南アジア青年の船——東南アジア青年の船と申しますのは、ASEAN五カ国の青年と日本の青年が同じ船に乗って、その六カ国を回って歩きながらいろいろと見聞を広め、理解を深め、また船の中での生活を通して相互に理解を深めるという企画でございます。そういうもの、あるいは世界各國に青少年を派遣をする海外派遣の事業、あるいは世界各國から日本に青年を招きまして、日本の青年と交流することともに、日本の各地を視察をしてみたらう招聘の事業等につきまして、かなり大きなプロジェクトをやっておるわけでございます。

そこで文部省といたしましては、そういう総理府の事業に協力しながら、一方、各青少年団体等がみずからの企画によりまして、諸外国に青少年を派遣し、あるいは外国の青年を招いて、交流を深めるという事業に対しては、社会教育活動の一環としてそれが位置づけられる場合には、補助金を出しまして、助成をいたしておるような実情でございます。

なお、いろいろな事業が行われておりますが、真剣に取り組んでいる関係者の意見によりまして、派遣の方は大分多く、またどんどん進んでいるけれども、外国からの青年の受け入れがまだ

だ不十分であるし、それは受け入れの数だけではない、やはり日本での受け入れ体制の整備がまだ不十分であるということも非常に大きな原因になっているところでございます。ですから、かねてオリンピック記念青少年総合センターにつきまして、海外の青年の受け入れの施設としての整備を図る必要があるのではないかと、青少年の必要があるから要望をされておるわけでございまして、私もいたしましては、今後このオリンピック記念青少年総合センターを、直接を契機に施設を整備するに際しましては、その点についても十分な配慮を加えてまいりたいと思っております。

なお、当面、現在もオリンピックセンター、実数で二千二百七十名ほど、延べ一万四千人の外国青年が利用をしておりますけれども、センターの主権事業といたしまして、昭和五十五年度の予算におきまして、青少年国際交流の集いの実施するための予算を計上して、さらに一歩センターの運営の面におきまして、青少年の国際交流につきましても、積極的に取り組む方向づけをいたしてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○前田勲男君 ただいまのお話の中に、オリンピック記念青少年総合センターの整備の必要性もお話あったわけですが、それでは、具体的に新たに発足するセンターの五十五年度の予算、これはどうなっておりますか、概要を伺いたいと思っております。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

昭和五十五年度予算におきましては、国立オリンピック記念青少年総合センターは、文部省直轄の施設としての運営に必要な経費、七億九千二百万円ばかりを計上いたしております。その内容は、人に伴う経費が約二億六千九百万、定員七十八名で、所長、次長以下の構成でございます。それから、管理運営費が四億六千二百万ばかりでございます。いろいろと管理上の仕事、あるいは

光熱水費その他の経費が含まれておるわけでございます。

なお、センターが青少年の健全育成のために行いますところの主権研修事業といたしましては、九百五十万円の計上をいたしておりますが、集団宿泊指導担当者研究協議会、都市青少年教育施設運営研究協議会、全国青年交歓の集い、勤労青年ゼミナールというふうに、従来からやっております主権研修事業のほかに、全国青少年教育施設指導職員専門研修、あるいは青少年国際交流の集い、これは先ほどちょっと御説明申し上げました。それから、青少年体力づくり教室等新しい事業も加えまして、積極的に青少年の研修事業に取り組み体制を整えてまいりたいと、このように思っております。

そのほかに、青少年団体あるいは青少年教育施設との連絡協力事業費といたしまして一千三百万円ばかりを計上いたしておりますが、非常に数多くなっております。青少年教育施設、あるいは青少年団体につきましては、情報・資料の収集、あるいは必要な資料の作成、青少年教育施設、あるいは団体関係者との連絡会議等を開催することについてはしております。

それから、青少年のための調査研究につきましては、当面五百万ほどを計上いたしまして、現在非常に数が先ほど申し上げましたようにふえてまいりました。青少年教育施設におきまして、この研修プログラムについては、なおいろいろの観点から検討をしながら、さらによいものにしていく必要があるということ強く言われておりますので、当面青少年教育施設の研修プログラムの開発に関する調査、研究の実施、研究報告書の刊行等をいたすことにいたしております。

その他いろいろ小さな経費はございますけれども、おおむねそういう観点で五十五年度の予算を計上して、青少年教育のためのセンターとしての方向づけをできるだけ出すような配慮をしたいと思います。このように考えておる次第でございます。

○前田勲男君 それでは、特にこのセンターの運営に当たります、施設はもちろんでございますが、その中でやはり一番職員の方々が今回のこの国立への移管に伴いまして、雇用関係、給与関係、あるいは退職手当等一番の御心配な点でございます。やはり運営は職員によってなされるものでございまして、そんな点から私も若干の質問をしたいと思っております。

まず、いま申し上げた雇用、給与、退職手当、この辺どういう措置が講じられることになっておるか。まあたびたび伺っておりますけれども、簡単に要点だけお話しただければありがたいと思っております。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、特殊法人のオリンピック記念青少年総合センターを直轄の施設に切りかえるに際しまして、私もそこにも働いている職員の方々の処遇ということについて、万全を期さなければならぬということ、いろいろ関係方面とも折衝をし、またいろいろ御相談もしてまいりました。でございますが、先ほど申し上げましたように、まずセンターの定員につきましては、現在の定員と同数の七十八という定員を確保することができましたので、私もいたしましては、直轄化に際しては、現在特殊法人で働いていらした職員の方を新センターに引き継ぐ体制をとったということに相なるわけでございまして、私もいたしましては、そういう体制のもとに、職員の方を直轄のセンターに引き継ぐということに考えております。

なお、しかしながら、職員の方の中には、他の特殊法人等への転職を希望される方もあるかもしれませんが、あるいはその他の職場に行きたいという方もあるかもしれませんが、そういう方につきましては、十分希望に沿うように努力をいたしまして、身分に不安のないようにいたしたいと考えておる次第でございます。

それから給与につきましては、先生御承知のよ

うに、特殊法人の職員につきましては、従来国家公務員に比ばまて身分が不安定だということ、一般的に高い給与が支給をされておるというのが実情でございます。

しかしながら、今回特殊法人から国立の機関に移られて国家公務員になれる場合には、給与は当然に給与法の適用を受けることに相なるわけでございまして、それに基づいて給与が決定されることになるわけでございまして、先ほど申し上げましたような経緯で、特殊法人の方が国家公務員よりも給与が高くなっておるわけでございまして、給与がダウンをするということはやむを得ない実情にあるわけでございまして、文部省といたしましては、部内職員との均衡を考慮しながら、国立移管という特殊な事情を考慮して、現行法令の許す範囲において、きめ細かい配慮を加えるよう、人事院と協議をしましてまいりまして、極力そのダウンの幅を少なくするようにいたしたい、このように努めてまいっておるわけでございまして、人事院におきましても、その間の事情は十分御了解をいただいておりますというのが現状でございます。

なお、退職手当につきましては、現センターの職員が引き続き国家公務員になった場合には、期間が通算されることに相なるわけでございまして、特殊法人から直轄の機関に切りかわることによって、退職手当の期間が切れるというふうな不利なことは起きないというふうに相なっております。

なお、そのほか宿舎の問題その他いろいろ問題でございます。そういう点につきましては、私どももいたしまして、万全を期しまして、この特殊法人から国家公務員への切りかえによって、職員の処遇に非常に大きな変化の起きないようにいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○前田勲男君 御答弁にありますが、職員の処遇につきましては万全を期していただきたい、かようにお願いをする次第でございます。

さて、このセンターのこれからの事業の中身でございますけれども、健全な青少年の育成、青少年の教育の振興を図るということで、具体的にはどういう事業を考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

先生御承知のように、国立の機関となりました場合でも、あの現在の施設というものは宿泊定員二千五百という非常に大きな施設でございます。したがって、基本的には、まず一般の方に、これは青少年が中心でございますけれども、広く使っていただくということがまず基本にあるかと思っております。したがって、青少年の研修ということが主たる事業でございますが、その事業も、やはり利用団体のみならずプログラムのもって行う自主研修の受け入れというものが最大の事業になるかと思っております。これは現在その点は変化がございません。ただ、私どもといたしましては、できるだけ国立の機関に切りかえるに際しまして、青少年の教育のための専門職員の増員、あるいは青少年団体の関係者等、青少年教育指導者の、これはボランティア活動でございますが、活用等によりまして、そういう各団体等の自主的な研修に対して、いろいろと専門的な立場から御相談をして、よりよい研修をしていただくようなサービスをするような体制は一つでも前進させてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

それから、主権事業につきましては、先ほどもちよと申し上げましたが、これはおのずから数に限りがございますが、できるだけ時代の要請に沿ったもの、あるいは質的に十分味されたもの等を用意いたしまして、センターが青少年教育のための一つの中核としての役割りを、そういう事業の内容の質的な面で発揮できるように努力をしております。また、このように考えておる次第でございます。それから、その次は、先ほど予算のときもちよ

と申し上げましたけれども、青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力につきましては、資料の収集あるいは必要な資料の刊行、配布、あるいは各種の連絡協議会の開催等によりまして、いわば非常に数多い青少年教育施設、あるいは青少年団体等が意外にまだ相互の連絡等が十分でないという実態もございまして、できるだけ、そういう関係の方々が、全国的なネットワークで相互に連絡しながら、よりよい青少年教育のための仕事をしていただくような体制をつくり上げていきたい、このように考えております。

それからもう一つは、今後時代の進展に即しながら、しかも、非常に数多くの青少年が現実に研修に参加をされるオリンピックセンターのあの施設の特徴を生かしながら、具体的に青少年が活動する場において、青少年教育のための今後必要な調査研究を実践的な観点から探めることによりまして、全国でのいろいろな青少年教育活動というのが、よりしつかりとした理論的な根拠、あるいはいろいろな幅広い視野から展開されるような体制を整えてまいりたいと思っております。

なお、私どもといたしましては、あれだけの規模の施設が非常に交通便利なところにあるわけでございまして、青少年が利用することが一義的でございますけれども、施設に余裕のある場合には、一般の方々にもあの施設を十分利用していただき、いわば生涯教育の観点から、社会教育というものが展開されていく点におきましても、できるだけ配慮を加えていく必要がある、このように考えておる次第でございます。

○前田勲男君 国立センターの利用料金でございますけれども、これはいかがなようになり、またセンターとしての収支はどういうふうに変わるか、見通しをお願いしたい。

それから、センターはちょうど東京の中心部にあり大規模な施設でございます。ぜひこの特色を生かして、特に都市の多くの青少年が日常研修、交流活動の活用をフルに活用していただくように配慮をしていただきたい、また施設も整備をして

いただきたい、かように考える次第でございます。

いずれにいたしましても、日本の未来を担う青少年の健全な発達のために、ぜひ文部省御当局の御努力をお願い申し上げる次第でございます。また、この質問の答えをいただきましたので、私の質疑を終わりたいと思っております。

○政府委員(望月哲太郎君) まず料金でございますが、私どももせっかく国立の機関に切りかわるに際しまして、できるだけ青少年のための利用料金を安くしたいということで、いろいろ予算編成に当たりまして、大蔵省等財政当局とも御相談をいたしました結果、宿泊団体の施設使用料は、青少年の場合には一人一日六百五十円、これは従来も六百五十円でございますけれども、従来は、そのほかに研修室を借りる、あるいはいろいろな器材を借りるときに、一々経費を徴収されておりましたので、その分が軽減されることに相なるわけでございます。

それから、一般団体につきましては、従来千五百円にございましたのを千二百円にいたします。しかし、一般団体の場合も、同様、研修室の使用料あるいはいろいろな器材の借料等を払ってございまして、大体これが一人百円前後になるわけでございまして、その点はちょうど千二百円を千二百円にするということによって大体従来どおりで、青少年の方はそういう意味では百円ほど安くなったというところでございます。

それから日帰りの団体につきましては、施設使用料は、青少年団体につきましては現行の四割減の六割にいたしまして、一般団体につきましては現行どおりとするということで、青少年団体につきましては従来よりも利用料金が安くなるようなことに相なっております。

なお、その使用料の収入と予算の見合いというのは、いろいろ比較をするのもあれでございますけれども、御承知のように、特殊法人を整理することによって、役員報酬が整理されることによつて、六千万ほどの経費が節約になります。私ども

といたしましては、そういう経費につきましては、節約を図る一方、施設の整備、あるいは青少年のためのいろいろな事業活動につきましては、積極的に必要な経費は増額をしてみたい、このように考えておりますので、ちょっと単純な比較には相なりかねるということをお含みおきをいただきたいと思います。

なお、先生御指摘の施設の整備につきましては、先ほども、当初御説明を申し上げましたように、とりあえず国といたしましては、青少年に集団活動を体験させる、あるいは自然の中でのいろいろな活動を展開させるということに、当面重点を置いて施設の整備を図ってまいったわけでございまして、御承知のように、最近都市化の現象の中では、やはり青少年の生活圏におけるやほりの交流の場、教育の場、学習の場というものを整備することが大変重要な時代になってまいっております。しかも、その場合には多様な青少年の希望に応じ得るような、総合的な機能を持ち、かつ、非常に出入りが気楽な施設でなければならぬわけでございまして、そういう観点から新しいセンターの施設の整備計画を立ててまいりたいと思っております。現在、専門家の方々にお集まりをいただきまして、将来のセンターの整備計画について、鋭意検討をしていただいておりますが、そういう点につきまして十分配慮をしながら、いい案をつくっていただくように、私どもといたしましてもお願いをしてみたい、このように考えておる次第でございます。

○委員長(大島友治君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十回国会提出、衆議院)

院議院審査

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案
オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律

- 1 オリンピック記念青少年総合センター(以下「青少年総合センター」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。
 - 2 青少年総合センターの昭和五十四年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成については、文部大臣が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
 - 3 第一項の規定により青少年総合センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。
 - 2 オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)は、廃止する。
 - 3 (オリンピック記念青少年総合センター法の廃止に伴う経過措置)
 - 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 5 (文部省設置法の一部改正)
 - 6 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
 - 7 第十條第五号の二「国立青年の家」を「国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家」に改める。

第十四条中「第二十五条」を「第二十四条の二」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(国立オリンピック記念青少年総合センター)

第二十四条の二 本省に国立オリンピック記念青少年総合センターを置く。

2 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じ、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とする。

3 国立オリンピック記念青少年総合センターは、東京都に置く。

4 国立オリンピック記念青少年総合センターの内部組織は、文部省令で定める。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、オリンピック記念青少年総合センター」を削る。

第三百四十八条第二項第十八号の二を削り、第十八号の三を第十八号の二とし、第十八号の四を第十八号の三とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

6 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、オリンピック記念青少年総合センター」を削る。

(所得税法の一部改正)

7 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

(法人税法の一部改正)

8 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

(印紙税法の一部改正)

9 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(第一六四七号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一六七三三三)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(第一七二九号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三〇号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七三三三三)

関する請願(第一八五〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一八五一号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一八五九号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第一八七〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一八八四号)

第一六四七号 昭和五十五年三月十四日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市西淀川区佃二ノ二市立佃保育所父母の会内 中村玉枝外百十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一六七三号 昭和五十五年三月十四日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 岡山市平井七ノ一六ノ一四岡山県PTA連合会内 山田隆雄外三万一千八百十六名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一七二九号 昭和五十五年三月十七日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市西淀川区姫島六ノ一〇ノ一八 上森孝太郎外百十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一七三〇号 昭和五十五年三月十七日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 大分県大野郡千歳村石田六六五

宇津宮常子外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一七三七号 昭和五十五年三月十七日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(二通)

請願者 長野市若槻町地三ノ一五 小林律子外六百九十名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一七三八号 昭和五十五年三月十七日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 鳥取市寿町九〇七鳥取市立西中学校内鳥取県PTA協議会内 山浦英雄外千三百七名

紹介議員 石坂 二郎君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一七三九号 昭和五十五年三月十七日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 山形県上山市十日町八五九 鈴木真吾外二十七名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一七四七号 昭和五十五年三月十七日受理
学校事務職員待遇改善に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台北一七ノ一九ノ四 高島和雄外千五百十五名

紹介議員 山崎 昇君

学校事務職員の待遇改善のため、次の事項について実現を図りたい。

一、公立学校事務職員の賃金については、学校事務労働の特性を踏まえ、職務・職階給を排除した独自の賃金体系を検討すること。なお、当

面、次の措置をとること。

1 非試験・非管理職・一定経験年数による国行(三等)ワタリを行うよう各都道府県教育委員会に文書をもつて指導し、各県でのワタリ基準を改善させること。また、基準改正に伴う在職者調整を行うこと。

2 人事院規則九一六を改正し、学校事務職員に調整額を支給するよう人事院に強力に申し入れ、実現させること。

3 学校事務職員の時間外勤務手当六パーセント以上が完全に確保できるよう各県教育委員会を指導すること。

二、学校事務職員の定数確保及び学校教育法改正について、次の措置をとること。

1 文部省九箇年計画による増員予定数を昭和五十五年度から四箇年以内計画で充足し、全校配置を早急に実現するとともに、複数配置を促進すること。

2 高校においても現行定数法を改善し、増員すること。

3 学校教育法を改正し、第二十八条第一項ただし書を削除すること。

三、育児休業法を改正し、学校事務職員を適用させること。

理由

今日の学校教育は、非行、学力低下の克服をはじめ、父母国民の多様な教育要求を実現する重大な責任を負っている。そのためには、教員・事務職員・現業職員など学校現場に働くすべての教職員が一致協力して、円滑な学校運営と効果的な教育活動の実現を進めることが何よりも大切である。

学校事務職員は、その立場から、施設管理教育条件の整備・充実・職員・生徒の福祉厚生など幅広い分野にわたって学校運営に参加し、生徒の豊かな人間形成を保障するために日夜努力している。

しかしながら、学校事務職員の置かれている状態は、賃金の面でも身分の面でも、その職務の重要性と責任の度合に照らして決してふさわしいものになつておらず、とりわけ教員との賃金格差や低

い身分保障は多くの事務職員の不満を増大させている。我々は、ここ数年來、教職員の民主的な協力関係を阻害する差別を排し、待遇の抜本的改善を要求してきたがいまだに実現に至っていない。

第一七五五号 昭和五十五年三月十八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三通)

請願者 大阪府城東区永田二ノ一ノ一七 安村治外千五百名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一七七六号 昭和五十五年三月十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 佐賀県唐津市二ノ子四、六一〇ノ二六 佐藤由紀子外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一七九四号 昭和五十五年三月十八日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 東京都千代田区麹町二ノ六 真鍋順子外四千三百四十二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一八〇五号 昭和五十五年三月十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 静岡県浜松市三方原町九〇〇ノ二 本多和代外千名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一八〇六号 昭和五十五年三月十九日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 静岡県田川一、〇一三 石川幸平外九千九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

四 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学

科に係る授業を行うものの数に一を乗じて得た数

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十七條第二号中「二」を「四」に改める。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十二條の二中、「実習助手」を削る。

附則に次の一項を加える。

11 昭和五十六年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの間においては、第九條又は第十七條の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部で、学校教育法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十條第二項(同法第七十六條において準用する場合を含む。)の規定による実習助手を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した教諭等の数から当該学校又は当該高等部に係る教諭等の数を減ずることができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第三條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項の表第二欄イの項中「修得すること」の下に、「高等専門学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること」を加え、同表第三欄中「教諭の職務を助ける職員」を「助教諭」に改め、同表備考第二号を次のように改める。

二 看護実習を担任する教諭の二級普通免許状を受けようとする者については、イの項に掲げる基礎資格を有する者には保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けた者を含むものとす

る。

附則第十四項を第十五項とし、第十三項の

次に次の一項を加える。

14 第十六條の三第一項の免許状は、昭和六十八年三月三十一日まで、第五條第一項本文の規定にかかわらず、学校教育法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十條第二項(同法第七十六條において準用する場合を含む。)の規定による実習助手で文部省令で定める資格を有するものに対して授与することができる。

附則に次の一項を加える。

16 第十七條第一項の免許状は、昭和六十八年三月三十一日まで、第五條第一項本文及び第二号並びに第三項の規定にかかわらず、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第七十六條において準用する同法第五十條第二項の規定による実習助手で文部省令で定める資格を有するものに対して授与することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の期日に関し経過措置(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)については、この法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、改正前の学校教育法第五十條第二項及び第三項(同法第七十六條において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

3 (他の法律の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五の備考中「嘱託等」を削る。

4 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「、常勤の講師及び政令で定める実習助手」及び「常勤の講師」に改める。

5 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「、実習助手」を削る。

6 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一條中「及び実習助手」を削る。

第三條の見出し中「及び実習助手」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第四條の見出し及び同條中「及び実習助手」を削る。

7 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「、実習助手」を削る。

第四條第六号中「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」を「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律」に改める。

8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「、実習助手」を削る。

(他の法律の一部改正に伴う経過措置)

9 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の学校教育法第五十條第二項(同法第七十六條において準用する場合を含む。)の規定による実習助手については、この

法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、改正前の教育職員免許法附則第十一項の表第三欄及び同表備考第二号の規定、改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第五の備考の規定、改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五條第一項の規定、改正前の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第二條第二項の規定、改正前の農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第一條、第三條第二項及び第三項並びに第四條の規定、改正前の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二條第二項及び第四條第六号の規定並びに改正前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第二條第三項の規定は、なおその効力を有する。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、幼稚園教育振興のための予算増額等に関する請願(第一九二一号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一九一六号)

一、四十人学級の早期実現に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準の改善等に関する請願(第一九二二号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第一九二二号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一九一六号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一九二二号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二〇四三号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二〇六五号)(第二〇六六号)

第二九二二号 昭和五十五年三月二十一日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ一七ノ二〇二
加島深外百七十六名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一九一二号 昭和五十五年三月二十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 大分県佐伯市王子丸七班 山岡嬉
子外九百九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一九一六号 昭和五十五年三月二十一日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 宮崎県都城市下川東三ノ六ノ一二
西山文治外二万名
紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二九二二号 昭和五十五年三月二十一日受理
四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛
媛県議会議員 宇都宮光明
紹介議員 青井 政美君
昨年来政府は、小・中・高校の一学級の児童・生徒数を四十人として編制する方針を打ち出し、今後十二年間でこの実現を期する方針を検討していると聞いている。今後ゆとりのある教育を一層進めていくためには、可能な限り早期に四十人学級

を実現するよう強く要請する。

第一九五六号 昭和五十五年三月二十四日受理
学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町堺田五ノ一
藤田美好外九百九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第一九五八号 昭和五十五年三月二十四日受理
身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 福島県郡山市惟川二ノ二四 石川
栄一外三十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九七四号 昭和五十五年三月二十四日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 青森県十和田市洞内井戸頭一四四
ノ二三 柳田利昭外二千三百七十
名
紹介議員 寺下 岩蔵君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一九七五号 昭和五十五年三月二十四日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 青森県三沢市桜町二ノ三ノ五 工
藤あつ子外二千二百四十九名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一九八一号 昭和五十五年三月二十四日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西伊場町一二ノ一
掛沢あや子外千名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二〇一四号 昭和五十五年三月二十六日受理
学級編制基準改善等に関する請願(百七十六通)

請願者 鹿児島市山下町四ノ一八 山崎圭
子外千六百九十名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第二〇四三号 昭和五十五年三月二十七日受理
身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三ノ二、七四五ノ
三全国盲ろう者連合会山陰支部
内 西郷国伸外三十三名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二〇六五号 昭和五十五年三月二十七日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 山口市後河原教育会館内山口県小
中学校PTA連合会内 植木正典
外四万三名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二〇六六号 昭和五十五年三月二十七日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 福島市黒岩田部屋五三ノ五福島県
青少年会館内福島県PTA連合会
内 菅野久俊外三万四千三百四十
八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。
一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(粕谷照美君外二名発議)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の三第一項中「寮母」を「寄宿舎教諭」に改め、同条第二項を次のように改める。

寄宿舎教諭は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育及びこれに必要な世話を行う。

第七十三条の三に次の三項を加える。

寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎助教諭を置くことができる。

寄宿舎助教諭は、寄宿舎教諭の職務を助ける。

特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭に代えて寄宿舎助教諭を置くことができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護助教諭」の下に「寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。

第三条第三項中「及び養護助教諭」を「養護助教諭、寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 寄宿舎教諭免許状

第四条第三項中「普通免許状」の下に「寄宿舎教諭免許状を除く。」を加え、同条第四項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 寄宿舎助教諭免許状

第五条第一項中「若しくは第二」を「第二若しくは第二の二」に改める。

第六條第二項中「又は第七」を、「第六の二、第七又は第八」に改める。
附則第十五項中「次項の下に」及び第十七項を加える。
附則に次の一項を加える。
17 第五條第一項別表第二の二の大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成

所を含むものとする。
別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同表備考第一号の二及び第一号の三中「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加える。
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第五條關係)

免許状の種類	所要資格	
	基礎資格	専門科目
大学に於ける最低修得単位数	六	六

備考 この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関及び養護教諭養成機関を含むものとする。

別表第三備考第一号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第二号中「及び第七」を「から第八まで」に改め、同表備考第三号中「第七」を「第

八に改め、同表備考第六号中「から第七まで」を、「第六及び第七」に改める。
別表第六の次に次の一表を加える。

別表第六の二(第六條關係)

免許状の種類	所要資格	
	基礎資格	専門科目
大学に於ける最低修得単位数	六	六

備考 この表により寄宿舍教諭免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数を超える在職年数があるときは、その超える在職年数一年につき三単位を、十二単位を限度として、第四欄に掲げる最低単位数から差し引くものとする。
別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第六條關係)

免許状の種類	所要資格	
	基礎資格	専門科目
大学に於ける最低修得単位数	六	六

附則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際、現に盲学校、聾学校又は養護学校の養母である者は、この法律の施行の日、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三條第一項の規定にかかわらず、当該学校の寄宿舍教諭となり、同日から起算して十五年を経過する日までの間は、文部省令の定めるところにより、引き続きその職務を行うことができる。
- 当分の間は、改正後の学校教育法第七十三條の三第一項及び第五項の規定にかかわらず、前項の寄宿舍教諭をもつて、寄宿舍教諭に代えることができる。
- 第二項の規定により寄宿舍教諭である者に対して教育職員検定により寄宿舍教諭免許状を授与する場合における実務及び学力の検定は、新法第六條第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

免許状の種類	所要資格	
	基礎資格	専門科目
大学に於ける最低修得単位数	六	六

寄宿舎教諭免許状		
イ 大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とすること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。）	二	
ロ 高等学校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	四	一〇
ハ 六年以上盲学校、聾学校又は養護学校において養母又は寄宿舎教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	三	一〇

備考

- 一 新法別表第一備考第一号並びに同法別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 この表第二欄中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関及び養護教諭養成機関並びに旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を含むものとする。
- 三 この表により寄宿舎教諭免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数を超える在職年数があるときは、その超える在職年数一年につき三単位を、六単位を限度として、第四欄に掲げる最低単位数から差し引くものとする。
- 5 前項の表ハの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、寄宿舎教諭免許状を授与する場合には、新法第五條第一項第二号の規定は、適用しない。
- 6 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、新法第

別表第六第二号の表中

教諭	養護教諭
教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。
寄宿舎教諭	寄宿舎教諭

に改める。

- 8 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「養母」を「寄宿舎助教諭」に改める。
- 9 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。
- 10 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「養母」を削る。
- 11 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「養母」を削る。
- 12 公立高等学校の設置、通正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「養母」を削る。
- 13 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒（肢体不自由者である生徒を除く。）の数に五分の一を乗じて得た数
二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数
第二十二條の二中「養護教諭等」の下に、「寄宿舎教諭等」を加え、「養母」を削る。

- 14 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「養母」を削る。
- 15 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「養母」を削る。

昭和五十五年四月十六日印刷

昭和五十五年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D